

- 世界かんがい施設遺産(World Heritage Irrigation Structures)は、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するために、歴史的なかんがい施設を国際かんがい排水委員会(ICID)が認定・登録する制度。
- 登録により、かんがい施設の持続的な活用・保全方法の蓄積、研究者・一般市民への教育機会の提供、かんがい施設の維持管理に関する意識向上に寄与するとともに、かんがい施設を核とした地域づくりに活用。

世界かんがい施設遺産の対象施設・登録基準

○ 建設から100年以上経過(供用廃止施設も対象)

○ 次のいずれかの施設

- ①ダム(かんがいが主目的) ②ため池等の貯水施設
③堰、分水施設 ④水路 ⑤排水施設 ⑥古い水車 など

○ 9項目の基準のうち1つ以上満たす施設

【9項目のうち主な基準】

- ①かんがい農業の画期的な発展、食料増産、農家の経済状況改善に資するもの
②構想、設計、施工、規模等が当時としては先進的なもの、卓越した技術であったもの
③設計、建設における環境配慮の模範となるもの 等

申請の流れ

